

(写)

令和 5 年 10 月 4 日

秋田労働局長
山本博之 殿

秋田地方最低賃金審議会
会長 岐和行

秋田県非鉄金属製鍊・精製業最低賃金の
改正決定について（答申）

当審議会は、令和 5 年 8 月 23 日付け秋労発基 0823 第 1 号をもって貴職から諮問のあった標記について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので答申する。

別 紙

秋田県非鉄金属製鍊・精製業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

秋田県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で非鉄金属第1次製鍊・精製業、非鉄金属第2次製鍊・精製業（非鉄金属合金製造業を含む）、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が非鉄金属第1次製鍊・精製業又は非鉄金属第2次製鍊・精製業（非鉄金属合金製造業を含む）に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者

(2) 雇入れ後6ヶ月未満の者であって、技能習得中のもの

(3) 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間961円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和5年12月24日